

軌道線旅客営業規則

(平成30年2月1日改正)

富山地方鉄道株式会社

軌道線旅客営業規則

一 目 次 一

第1編 総 則

第1条	この規則の目的	7
第2条	適用範囲	7
第3条	運賃・料金前払の原則	7
第4条	契約の成立時期及び適用規定	7
第5条	運行不能の場合の取扱方	7
第6条	営業キロまたは運賃計算キロの端数計算	7
第7条	期間の計算方	7

第2編 旅客営業

第1章 通 則

第8条	乗車券類の購入及び所持	8
-----	-------------	---

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

第9条	乗車券類の種類	8
第10条	乗車券類の発売箇所及び発売方法	9
第11条	乗車券類の発売日	9

第2節 乗車券類の発売条件

第12条	普通乗車券の発売	9
第13条	通勤定期乗車券の発売	9
第14条	通学定期乗車券の発売	9
第15条	鉄道・軌道連絡割引定期乗車券の発売	10
第16条	鉄軌道と自動車共通定期乗車券の発売	10
第17条	軌道と自動車共通定期乗車券の発売	10
第18条	定期乗車券の一括発売	10
第19条	定期乗車券の継続発売	11

第20条	貸切乗車券の発売	11
第21条	被救護者割引乗車券の発売	11
第22条	身体障害者割引乗車券の発売	11
第23条	知的障害者割引乗車券の発売	12
第24条	精神障害者割引乗車券の発売	12
第25条	特別企画乗車券の発売	12

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

第26条	旅客運賃・料金の種類	13
第27条	旅客運賃計算上のキロ程の計算方	13
第28条	制度・賃率を異にする線区に跨る場合の旅客運賃	13
第29条	旅客の区分及びその旅客運賃	13
第30条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	13

第2節 普通旅客運賃

第31条	大人片道普通旅客運賃	14
第32条	小児片道普通旅客運賃	14
第33条	往復普通旅客運賃	14

第3節 定期旅客運賃

第34条	1ヶ月定期旅客運賃	14
第35条	3ヶ月定期旅客運賃	14
第36条	6ヶ月定期旅客運賃	14
第37条	学小の定期旅客運賃	14
第38条	端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃	14
第39条	鉄道・軌道連絡割引定期旅客運賃	15
第40条	軌道と自動車共通定期旅客運賃	15

第4節 貸切旅客運賃

第41条	貸切旅客運賃の計算法	15
第42条	定員超過の場合の旅客運賃	15

第5節 特殊割引旅客運賃

第43条	被救護者割引旅客運賃	15
第44条	身体障害者割引旅客運賃	16
第45条	知的障害者割引旅客運賃	16
第46条	精神障害者割引旅客運賃	16

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

第47条	乗車券類の使用条件	16
第48条	乗車券類の効力の特例	16
第49条	券面表示事項が不明となった乗車券類	16
第50条	不乗区間に対する取扱い	17
第51条	有効期間の起算日	17

第2節 乗車券の効力

第52条	有効期間	17
第53条	途中下車	17
第54条	選択乗車	18
第55条	乗車券が前途無効となる場合	18
第56条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	18
第57条	定期乗車券が無効となる場合	18

第5章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

第58条	乗車券類の改札	19
第59条	乗車券類の引渡し	19

第6章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

第60条	払戻請求権行使の期限	20
------	------------	----

第2節 乗車変更の取扱

第61条	乗り越し	20
------	------	----

第3節 乗車券類の無札及び無効

第62条	乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する 旅客運賃・割増運賃の收受	20
第63条	定期乗車券不正使用旅客に対する 旅客運賃・割増運賃の收受	20
第64条	乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・割増運賃の收受の計算方	21

第4節 乗車券類の紛失

第65条	乗車券類紛失の場合の取扱方	21
第66条	貸切乗車券紛失の場合の取扱方	22

第5節 任意による旅行のとりやめ

第67条	旅客運賃の払戻	22
第68条	使用開始前の定期旅客運賃の払戻	22
第69条	貸切旅客運賃の払戻	22
第70条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻	22

第6節 運行不能及び遅延

第71条	運行不能・遅延等の場合の取扱方	24
第72条	有効期間の延長	24
第73条	無賃送還の取扱方	25
第74条	定期乗車券の旅客運賃の払戻	25

第7節 誤乗

第75条	誤乗区間の無賃送還	25
------	-----------	----

第7章 手回り品

第76条	手回り品及び持ち込み禁制品	26
第77条	無料手回り品	26

第78条	手回り品の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第79条	持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置・・・・・・・・	27

第1編 総 則

（この規則の目的）

第1条 この規則は、富山地方鉄道株式会社の旅客の運送等について、合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社軌道線の運送等で、別に定める場合を除きこの規則を適用する。

（運賃・料金前払の原則）

第3条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって所定の運賃・料金を提供するものとする。但し、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

（契約の成立時期及び適用規定）

第4条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その他契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

（運行不能の場合の取扱方）

第5条 運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱をしない。

2 列車等の運行が不能となった場合でも、他の輸送機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係個所に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなし旅客の取扱を行う。

（営業キロ又は運賃計算キロの端数計算）

第6条 営業キロ又は運賃を計算する場合の運賃計算キロの1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

（期間の計算方）

第7条 期間の計算をする場合は、その初日の時間の長短にかかわらず1日として計算する。

- 細則 期間の計算を行う場合の始期及び終期は、次の例による。
- (1) 日単価の場合
 - 3日から4日間とは3日から6日まで
 - (2) 旬単位の場合
 - ① 6月7日から1旬とは6月16日まで
 - ② 7月11日から2旬とは7月30日（7月30日が有効期限の場合に限る）又は7月31日まで
 - (3) 月単位の場合
 - ① 4月1日（初日）から1ヶ月間とは4月30日（月の末日まで）
 - ② 4月15日から1ヶ月間とは5月14日まで
 - ③ 1ヶ月（暦月）とは、月の初日から当月の末日まで

第2編 旅客営業

第1章 通 則

（乗車券類の購入及び所持）

第8条 運行車に乗車する旅客は、乗車する運行車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。ただし、乗車後、係員の請求に応じて所定運賃を払う場合は、この限りではない。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

（乗車券類の種類）

第9条 乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通乗車券
- (2) 定期乗車券
 - ア. 通勤定期乗車券（1・3・6ヶ月）
 - イ. 通学定期乗車券（1・3・6ヶ月）
 - ウ. 鉄道・軌道連絡割引定期券
 - （通勤1・3・6ヶ月）
 - （通学1・3・6ヶ月・年間）
 - エ. 鉄軌道と自動車共通定期乗車券
 - （通勤 1・3・6ヶ月 通学 1・3ヶ月）

オ. 軌道と自動車乗継定期乗車券

(通勤 1・3・6ヶ月 通学 1・3ヶ月)

(3) 貸切乗車券

(4) 特殊割引乗車券 (被救護者割引乗車券・身体障害者割引乗車券・知的障害者割引乗車券・精神障害者割引)

(5) 特別企画乗車券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第 10 条 乗車券類は鉄道線駅及び売札所において係員が発売する。

(乗車券類の発売日)

第 11 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、定期乗車券については、有効期間の開始日の前日から発売する。

細則 定期乗車券の発売日の特例

(1) 定期乗車券の新規発売は、有効期間の開始日の14日前から発売することができる。

(2) 定期乗車券の一括発売をするときは、有効期間の開始日の14日前から発売することができる。

(3) 定期乗車券の継続発売をするときは、有効期間の開始日の14日前から発売することができる。

第 2 節 乗車券の発売条件

(普通乗車券の発売)

第 12 条 旅客が運行車に乗車する場合は次の各号に定めるところにより片道乗車券・往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃区間を片道 1 回乗車する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

普通旅客運賃区間を往復 1 回乗車する場合に発売する。

(通勤定期乗車券の発売)

第 13 条 一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。

尚、通勤定期乗車券は無記名式とする。

(通学定期乗車券の発売)

第 14 条 指定学校の学生、生徒、児童または幼児が、通学のため区間及び経路を同じくして乗車する場合で、指定学校が必要事項を記入して発行した通学定期乗車券購入証兼用身分証明証を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき、

旅客が希望する任意の区間を発売する。

*指定学校とは、学校教育法第1条の規定による小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び社が認定した指定校をいう。

- 2 実習のため、学校長が指定した実習場に通い、かつその実習が学習単位の習得に必要とする場合で、社が承認した場合、第1項の規定に準じて発売する。

細則	入学予定または卒業予定の学生等に対する通学定期乗車券発売 (1) 入学予定の学生等に対する通学定期乗車券は、学校が発行する通学証明証が学年の始期以前に交付されたものであっても、その学年の始期以後の日を有効期間の開始日とする場合に限り発売する。 (2) 卒業予定の学生等に対する通学定期乗車券は、その学年の終期までの日を有効期間の開始日とする場合に限り発売することができる。
----	--

(鉄道・軌道連絡割引定期乗車券の発売)

- 第15条 鉄道線の軌道線接続駅において、鉄道線と軌道線を常時乗り継ぎ利用する旅客が、当該乗車券購入の申込みを前項の通勤・通学定期乗車券の発売条件により受けたときに発売する。

(鉄軌道と自動車共通定期乗車券の発売)

- 第16条 鉄軌道と自動車の共通乗車区間を常時区間と同じくして乗車する旅客が、共通定期乗車券購入の申込みを前項の通勤・通学定期乗車券の発売条件により受けたときに発売する。

- 2 共通定期乗車券の発売区間は次のとおりとする。

鉄 道	軌 道	自 動 車
電鉄富山～上堀	富山駅前～南富山駅前	富山駅前～上堀駅前
電鉄富山～布市	富山駅前～南富山駅前	富山駅前～布市
電鉄富山～開発	富山駅前～南富山駅前	富山駅前～開発駅前
電鉄富山～開発	富山駅前～南富山駅前	富山駅前～焼野

(軌道と自動車共通定期乗車券の発売)

- 第17条 軌道線全区間と自動車地帯制区間の共通乗車区間を常時区間と同じくして乗車する旅客が、当該乗車券の購入の申込みを前項の通勤定期乗車券の発売条件により受けたときに発売する。

(定期乗車券の一括発売)

- 第18条 定期乗車券を発売する場合、次の各号に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- (1) 同一の事業所または指定学校ごと一括し、発売日を指定して発売する。

- (2) 有効期限を一定させる必要があるときは、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を附加して発売することがある。

細則 一括発売する場合の有効期間の調整
定期乗車券を一括発売する場合で有効期間に端数を付加するときはこの端数となる日数（以下これを「調整期間」という）を新たに発行する定期乗車券の有効期限の翌日から付加して発売するものとする。

（定期乗車券の継続発売）

第 19 条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内に、これと引換に同一の種類、区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含む）及び経路のものを発売する場合は、原定期乗車券を回収し、新たに発行する定期乗車券の発行の日からその有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を移し替えて発売することができる。この場合、定期乗車券余白に継続して発売した証として「継続」の印を押印するものとする。

（貸切乗車券の発売）

第 20 条 貸切の取扱を受けようとするときは、旅客はあらかじめその人員、行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、社の承認を受けるものとする。

（被救護者割引乗車券の発売）

第 21 条 指定した施設（当社指定施設 黒部学園）に保護または救護されるものが旅行する場合で、所定の割引証を提出したときに限り発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添をつける場合で被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限り割引乗車券を発売する。

3 前項の規定によって付添人に対し割引乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

（身体障害者割引乗車券の発売）

第 22 条 身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により、身体障害者手帳を受けている身体障害者が単独または介護者とともに旅行するときで、身体障害者手帳を提示したときに限り、次の割引乗車券を発売する。

- (1) 普通乗車券 第 1 種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合及び第 2 種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- 2 介護者は、身体障害者1人に対して1人とし、鉄道係員が介護能力があると認められる者とする。また、介護者が購入する割引乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。
- 3 前項の規定により介護者が購入した乗車券は、身体障害者と同一の運行車により乗車する場合に限り有効とする。

（知的障害者割引乗車券の発売）

第23条 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により、療育手帳を受けている知的障害者が、療育手帳を提示したときに限り、次の割引乗車券を発売する。ただし、小児定期乗車券については割引の取扱をしない。

- (1) 普通乗車券 A級知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合及びB級種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- 2 介護者は、知的障害者1人に対して1人とし、係員が介護能力があると認められる者とする。また、介護者が購入する割引乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。
- 3 前項の規定により介護者が購入した乗車券は、知的障害者と同一の列車により乗車する場合に限り有効とする。

（精神障害者割引乗車券の発売）

第24条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者手帳を受けている精神障害者が、精神障害者手帳を提示したときに限り、次の割引乗車券を発売する。ただし、小児定期乗車券については割引の取扱をしない。

- (1) 普通乗車券 1級精神障害者が単独または介護者とともに乗車する場合及び2級・3級精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- 2 介護者は、精神障害者1人に対して1人とし、係員が介護能力があると認められる者とする。また、介護者が購入する割引乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。
- 3 前項の規定により介護者が購入した乗車券は、精神障害者と同一の列車により乗車する場合に限り有効とする。

（特別企画乗車券の発売）

第25条 各種セットクーポンなどの特別企画乗車券の発売については、その都度定める。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

（旅客運賃・料金の種類）

第26条 旅客運賃の種類は、乗車券類の種類に応じてその運賃を定める。

（旅客運賃計算上のキロ程の計算方）

第27条 旅客運賃を計算は、発着区間の営業キロ程にかかわらず、均一制とする。

（制度・賃率を異にする線区に跨る場合の旅客運賃）

第28条 鉄道・軌道または自動車線の相互に跨って乗車する場合で、1枚の乗車券類で発売するときの旅客運賃は各旅客運賃を合計したものとす。

（旅客の区分及びその旅客運賃）

第29条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

- 2 次の各号に該当する場合は大人を小児とみなして取扱う
 - (1) 乗車券の通用期間中にその使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取扱う。
 - (2) 小学児童によって構成された団体旅客中に12才以上の児童がある場合は、その児童を小児とみなして取扱う。
- 3 次の各号に該当する場合は幼児を小児とみなして取扱う
 - (1) 幼児が単独で旅行するとき。
 - (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客に2人を超えて随伴されて旅行するとき、2人を超えた者だけを小児とみなす。
- 4 第3項の場合のほか、幼児または乳児に対しては旅客運賃を収受しない。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第30条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第31条 大人片道普通旅客運賃は、200円とおりとする。

(小児片道普通旅客運賃)

第32条 小児の片道旅客運賃は、大人片道旅客運賃を折半し、計算上生じた10円未満の端数はこれを10円単位に切り上げた額とする。

(往復普通旅客運賃)

第33条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(1ヶ月定期旅客運賃)

第34条 普通旅客運賃を基礎とし、これを60倍して次の割引率により計算した割引額を控除し、計算上生じた100円未満の端数は切り捨て100円単位とした額とする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 通勤定期旅客運賃 | 30% |
| (2) 通学定期旅客運賃 | 40% |

2 平成26年4月の消費税率改定に伴い、1ヶ月定期旅客運賃は次のとおりとする。

通勤定期	8,280円	通学定期	7,130円
------	--------	------	--------

(3ヶ月定期旅客運賃)

第35条 1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを10%割引して計算上生じた100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(6ヶ月定期旅客運賃)

第36条 1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを15%割引して計算上生じた100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(小児定期旅客運賃)

第37条 小学生の定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、計算上生じた1ヶ月定期の10円未満の端数は10円単位に、3ヶ月・6ヶ月定期の100円未満の端数は100円単位に切り上げた額とする。

(端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第38条 定期乗車券の有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の定期旅客運賃に、有効期間が1ヶ月の定期乗車券にあつては30日、3ヶ月の定期乗車券にあつては90日、6ヶ月の定期乗車券にあつては180日で、それぞれの定期旅客運賃を除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた額に調整期間

を乗じ、計算上生じた10円未満の端数を切り捨てた額を加算したものとする。

（鉄道・軌道連絡割引定期旅客運賃）

第39条 鉄道線に跨る場合の連絡割引定期旅客運賃は、普通運賃を基礎とし、これを60倍して通勤58%、通学61%の割引率により計算し、計算上生じた100円未満の端数を100円単位に切り捨てた額とする。

2 平成26年4月の消費税率改定に伴い、1ヶ月定期旅客運賃は次のとおりとする。

通勤定期 4,930円 通学定期 4,610円

（軌道と自動車共通定期旅客運賃）

第40条 軌道線と自動車線地帯制区間との普通旅客運賃を比較して、高額となる普通旅客運賃を基礎とし、これを60倍して20%割引し、計算上生じた10円未満の端数を10円単位に四捨五入した額とする。

2 3ヶ月定期旅客運賃は、1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5%割引して計算上生じた10円未満の端数を10円単位に四捨五入した額とする。

3 6ヶ月定期旅客運賃は、1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを10%割引して計算上生じた10円未満の端数を10円単位に四捨五入した額とする。

第4節 貸切旅客運賃

（貸切旅客運賃の計算法）

第41条 1行程を16,000円（税別）とする。

（定員超過の場合の旅客運賃）

第42条 貸切旅客の実際乗車人員が、その旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。

第5節 特殊割引旅客運賃

（被救護者割引旅客運賃）

第43条 第21条の規定により発売する場合は、次の割引率により計算された割引額を控除した額とする。

普通旅客運賃 50%（10円未満の端数は10円単位に切り上げる。）

（身体障害者割引旅客運賃）

第 44 条 第 22 条の規定により発売する場合は、次の割引率により計算された割引率を控除した額とする。

普通旅客運賃 50%（10円未満の端数は10円単位に切り上げる。）

（知的障害者割引旅客運賃）

第 45 条 第 23 条の規定により発売する場合は、次の割引率により計算された割引率を控除した額とする。

普通旅客運賃 50%（10円未満の端数は10円単位に切り上げる。）

（精神障害者割引旅客運賃）

第 46 条 第 24 条の規定により発売する場合は、次の割引率により計算された割引率を控除した額とする。

普通旅客運賃 50%（10円未満の端数は10円単位に切り上げる。）

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

（乗車券類の使用条件）

第 47 条 乗車券類は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1 券片をもって 1 人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

（乗車券類の効力の特例）

第 48 条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

（1）大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合。

（2）乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中停留場から乗車する場合。

（券面表示事項が不明となった乗車券類）

第 49 条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを発行箇所に差し出して書替を請求することができる。

- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限り、所定の払戻手数料を収受し当該乗車券類と引換に再交付の取扱をする。

（不乗区間に対する取扱）

第 50 条 旅客は、第 48 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中停留場から旅行を開始し、または同区間内の途中停留場で下車した場合、不乗区間については乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第 51 条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

第 2 節 乗車券の効力

（有効期間）

第 52 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

- | | |
|--------|-----|
| ①片道乗車券 | 1 日 |
| ②往復乗車券 | 2 日 |

(2) 定期乗車券

定期乗車券の有効期間は、乗車券券面に表示された期間内とする。

(3) 貸切乗車券

貸切乗車券の有効期間は、その都度定める。

(4) 特殊割引乗車券

被救護者、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各特殊割引乗車券の有効期間は、前各号の使用する乗車券の規定による。

(5) 特別企画乗車券

特別企画乗車券の有効期間は、その都度定める。

（途中下車）

第 53 条 別に定める場合の外、定期乗車券以外の乗車券での途中下車はできない。

(選択乗車)

第 54 条 軌道線定期乗車券を所持する旅客は、鉄道線電鉄富山～南富山を乗車及び途中下車することができる。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 55 条 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については、無効として回収する。

- (1) 旅客が運行車内に持ち込むことのできない物品を持ち込み下車させられたとき。
- (2) 伝染病予防法第 18 条によって途中で下車させられたときまたは、鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 56 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 特殊割引乗車券を使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (4) 区間の連続していない 2 枚以上の乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (5) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (6) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (7) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
- (8) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (9) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 57 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 通学定期乗車券をその記名人以外のも者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない定期乗車券以外の乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準備する。

第5章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第58条 旅客は、運行車に乗車する場合、所定の乗車券類を所持して定められた場所から乗車しなければならない。ただし、乗車後係員の請求に応じて所定の旅客運賃を支払う場合は、この限りではない。

- 2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同じ。

(乗車券類の引渡し)

第59条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第6章 乗車変更等の取扱

第1節 通 則

（払戻請求権行使の期限）

第60条 旅客は、旅客運賃について払戻の請求することができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1カ年を経過してときは、これを請求することができない。

第2節 乗車変更の取扱

（乗り越し）

第61条 乗車券類を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、その所持する乗車券面に表示された区間を超えて乗車することができる。

第3節 乗車券類の無札及び無効

（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・割増運賃の收受）

第62条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車停留場からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の割増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第56条の規定によって無効となる乗車券（偽造乗車券を含む）で乗車したとき。
- (2) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその回収の際に引渡をしないとき。

（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・割増運賃の收受）

第63条 第57条の規定により定期乗車券を無効として回答した場合（同条第2項において準用する場合を含む）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃をその2倍に相当する額の割増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第57条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合は効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、第8号に該当する場合はその発売の日から、第9号に該当する場合はそ

の有効期間満了の日の翌日からそれぞれ無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を、毎日1往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(2) 第57条第1項第6号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び第10号・第11号に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

細則	定期乗車券不正使用旅客の割増運賃の收受方 定期乗車券不正使用の場合であって、それが第57条各号のうちの2以上に該当し、かつ、收受する旅客運賃計算の計算の区間及び期間が重複するときは、旅客運賃及び割増運賃が最も高額となるものによって処理する。
----	---

細則	鉄軌道・自動車共通定期乗車券の旅客運賃・割増運賃の收受方 第57条の規定により鉄軌道及び軌道・自動車共通定期乗車券を無効として回収した場合は、券面に表示された鉄軌道及び軌道と自動車線の普通旅客運賃を比較し、高額となる普通旅客運賃及び普通旅客運賃同額の割増運賃を、第63条第1号から第3号の規定を適用し收受する。
----	--

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・割増運賃の計算方)

第64条 第63条の規定により旅客運賃及び割増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車停留場が判明しない場合は、その運行車の始発停留場から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第4節 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第65条 旅客が旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定する事ができない場合は、既に乗車した区間については第62条・第63条又は前条の規定による旅客運賃及び割増運賃を收受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を收受し、割増運賃は收受しない。

細則 紛失定期乗車券の発見による旅客運賃の払戻の取扱方
旅客が定期乗車券を紛失しこれを再購入後、紛失した定期乗車券の発見により重複購入となった場合、不要となった再購入の定期乗車券について払戻の取扱をすることができる。この場合の定期乗車券の払戻額は、既に収受した定期旅客運賃の日額を10倍した額（以下「旬割」という）に当該定期乗車券の有効期間開始日から申し出のあった日までの経過旬数（1旬未満の端数は1旬とする）を乗じた額を既に収受した定期旅客運賃から差し引いた額とする。

（貸切乗車券紛失の場合の取扱方）

第 66 条 旅客が貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができる場合は、前条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の貸切乗車券を再交付することができる。

第 5 節 任意による旅行のとりやめ

（旅客運賃の払戻）

第 67 条 旅客は、乗車券等が不要となった場合、その乗車券が入館前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払戻を請求することができる。この場合、旅客は乗車券 1 枚につき所定の払戻手数料を支払うものとする。

（使用開始前の定期旅客運賃の払戻）

第 68 条 前条の規定は、有効期間開始前の定期乗車券について準用する。

（貸切旅客運賃の払戻）

第 69 条 旅客は、貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出し、所定の手数料を支払ったときに限り、既に支払った貸切旅客運賃の払戻を請求することができる。

（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻）

第 70 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、所定の手数料を支払い、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻を請求することができる。

- 2 前項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入する。また、1ヶ月未満の経過日数は1ヶ月として計算する。

- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
- (1) 使用経過月数が1ヶ月又は3ヶ月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2ヶ月のときは、1ヶ月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4ヶ月のときは、3ヶ月と1ヶ月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5ヶ月のときは、3ヶ月と1ヶ月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額
- 4 前項の規定にかかわらず、定期乗車券の有効期間開始後3日以内に払戻請求があった場合に限り、所定手数料を収受し、旅客から既に収受した定期旅客運賃から、券面表示区間を普通運賃旅客によって1日1往復ずつ乗車したものとして計算した額を差し引いた残額の払戻をすることができる。

細則 鉄軌道及び軌道・自動車共通定期券の払戻方
共通区間の鉄軌道線及び軌道線と自動車線の普通旅客運賃を比較し、高額となる普通旅客運賃を適用し、有効期間開始日から払戻の申し出があった日まで1日1往復乗車したものとして計算した旅客運賃を差し引いた残額を払戻する。

- 細則 定期乗車券払戻の特例
- (1) 停留場の移転・廃止等、旅客の責任とならない事由による払戻の取扱方
既に収受した定期旅客運賃から当該定期乗車券の日額に、使用した日数を乗じて計算上生じた10円未満の端数を切り捨てた額を差し引いた額を払戻する。この場合、手数料は収受しない。
 - (2) 旅客死亡の場合の取扱
旅客が死亡し定期乗車券が不要となった場合、旬割により計算した額を払い戻しする。この場合、所定の払戻手数料を収受するものとする。

第6節 運行不能及び遅延

（運行不能・遅延等の場合の取扱方）

第71条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱を選択のうえ請求することができる。但し、定期乗車券を使用する旅客は、第73条に規定する無賃送還（定期乗車券を除く）、第74条に規定する旅客運賃の払戻の取扱に限って請求することができる。

- (1) 列車が運行不能となったとき
 - イ. 第72条に規定する有効期間の延長
 - ロ. 第73条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払戻
 - ハ. 第74条に規定する定期乗車券旅客運賃の払戻
 - (2) 運行時刻より遅延し、到着時刻に1時間以上遅延したとき
 - イ. 第72条に規定する有効期間の延長
 - ロ. 第73条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払戻
 - (3) 車両事故その他旅客の責任とならない事由によって、運行車に乗車することができないとき。
 - イ. 第72条に規定する有効期間の延長
- 2** 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、発生前に購入した乗車券類（定期乗車券を除く）が不要となった場合は、その乗車券類が有効期間内のものである場合に限り、これを発行箇所に差し出して、既に支払った旅客運賃の払戻を請求することができる。この場合、手数料は收受しない。

（有効期間の延長）

第72条 第71条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱を請求した場合は、乗車券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合、あらかじめ営業所に申し出て、当該乗車券を営業所に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。
 - イ. 第71条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。

- ロ. 第71条第1項第2号及び第3号に規定する事由による場合は、1日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第73条 第71条の規定により旅客が無賃送還の取扱の請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 無賃送還は乗車停留場までを最近の運行車により取扱う。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱をしない。
- (3) 旅客が前号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。

(定期乗車券の旅客運賃の払戻)

第74条 旅客は、第71条第1項の規定により定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻をする場合は、運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった時に限り、次の各号に定める金額の払戻を請求することができる。

- (1) 定期乗車券
原定期乗車券の日額に休止日数を乗じ、計算上生じた10円未満の端数を切り捨てた額。

第7節 誤 乗

(誤乗区間の無賃送還)

第75条 無賃送還中に途中下車した場合は、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第7章 手回り品

(手回り品及び持込み禁制品)

第76条 旅客は、第77条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。

ただし、次の各号の1に該当する物品は車内に持ち込むことができない。

- (1) 爆発、自然発火、腐食、引火しやすいもので、他に危害を及ぼすおそれのある危険品。
- (2) 暖炉及び焔炉
- (3) 死体
- (4) 動物（小犬・猫・小数量の小鳥等の小動物、小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたものを除く）
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの。
- (7) その他係員が持ち込むことを不相当と認めるもの

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立ち会いを求め、手回り品の点検をすることがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第77条 旅客は、次の各号の区分によりその携帯する物品を無料で車内に持ち込むことができる。ただし、長さ1メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- (1) 定期乗車券を所持する旅客

最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度のもので、その重量が10キログラム以内のもの1個

- (2) 定期乗車券以外の乗車券を所持する旅客

最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度のもので、120センチメートル程度のものでそれぞれ1個。ただし、その総重量が20キログラムを超えないもの。

細則 無賃手回り品の範囲の特例

第77条の規定にかかわらず、次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、無料手回り品として車内に持ち込むことができる。

- (1) 運動用具又は娯楽用具であつて、長さが制限を超えるときであっても、2 m程度までのものであるとき
- (2) 容積又は総重量を超えるときでも、車内において網棚、座席下部等に収納することができ、座席又は通路をふさがないと認められる程度のものであるとき
- (3) 折りたたんだ車いす
- (4) 道路交通法第14条第1項にいう政令で定める盲導犬であつて、ハーネス（引具）をつけ、盲導犬使用者証を所持した使用者本人が伴っているものであるとき

（手回り品の保管）

第78条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

（持ち込み禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置）

第79条 旅客が、第76条第1項に定める持ち込み禁制品又は持ち込み制限を超える物品を当社の承諾を得ないで車内に持ち込んだ場合は、その旅客を最寄りの停留場に下車させることができる。